

福井県立三国高等学校 いじめ防止基本方針

令和 5年4月 1日改定

平成26年3月20日策定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。けんかやふざけ合いといった一見すると「いじめ」と判断できない事案であっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

- (1) **人権教育の推進**
人権に関するホームルーム活動や人権講演会等を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) **特別活動の充実**
ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

5 いじめの未然防止のための取組み

- (1) **教育相談体制の充実**
クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。また、特別な配慮が必要な生徒について、当該生徒の性格・特性・環境等を踏まえた適切な支援を行う。
- (2) **生徒への啓発**
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について全校集会や学年集会、ホームルーム等において生徒への注意喚起に努める。
SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について外部講師による講演会等を実施し、生徒への注意喚起に努める。

6 いじめの早期発見のための取組み

- (1) **自己チェックシステムの活用**
生徒は自己の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを関係教員等が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- (2) **保護者との連携**
日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。
- (3) **外部機関との連携**
坂井警察署（スクールサポーター）や坂井市青少年愛護センター等の外部機関と定期

的に情報交換する中で、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見にも努める。

7 いじめの解消に向けた取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への対応

いじめ事案の認知後、迅速に複数の関係者からの情報収集および事実確認を行う。その上で、被害生徒の安全を最優先に考え、心のケアを行い安全・安心を確保するとともに、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分にいき、一日も早く安心して学校生活を送ることができるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等を聴き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間をおいて経過を観察する。被害生徒が心身の苦痛を感じていないと被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認した後、いじめの解消とする。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の対応・指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、県教育委員会や県教育総合研究所教育相談センター等の外部機関と連携を取りながら、いじめの解消に向けた最善の方策を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および坂井警察署・坂井西警察署等と連携して対処する。

8 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒支援部主任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成

・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

・重大事態への対処

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解消に向けた取組みを行う。

(構成員) 生徒支援部主任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、当該クラス担任
当該学年相談係教諭、その他関係教職員

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

9 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

10 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、「いじめ防止等の取組み（環境作り、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）」を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。